

大和市生活保護医療扶助指導員設置規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第33号

大和市生活保護医療扶助指導員設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に規定する医療扶助の適正化を推進するため、同法第6条に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）の相談及び指導並びに医療機関及び薬局への後発医薬品の取扱いに係る周知、調査等を行うため、大和市生活保護医療扶助指導員（以下「医療扶助指導員」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市に医療扶助指導員を設置する。

(委嘱)

第3条 医療扶助指導員は、次に掲げる要件をすべて満たす者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 本市が行う生活保護の業務に関し、理解及び熱意を有する者
- (2) 保健師、薬剤師、看護師又は社会福祉士のいずれかの資格を有する者
- (3) 被保護者の医療に関する相談、指導及び助言を適切に行う能力を有する者
- (4) 医療機関及び薬局への後発医薬品の取扱いに係る周知、調査等を適切に行う能力を有する者

(定数)

第4条 医療扶助指導員の定数は、1人とする。

(任期)

第5条 医療扶助指導員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中で就任した場合の医療扶助指導員の任期は、当該年度の末日までとする。

(職務)

第6条 医療扶助指導員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 被保護者及び医療機関に対する後発医薬品の利用促進及び啓発に関すること。
- (2) 長期入院患者及び頻回受診者に対する指導及び助言に関すること。
- (3) 精神疾患等の患者に対する相談援助に関すること。
- (4) 生活保護に優先する医療制度の活用、重複受診の回避等医療扶助の適正化に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(勤務日及び勤務時間)

第7条 医療扶助指導員の勤務日は、1週当たり4日とし、月曜日から金曜日までの間で市長が指定した日とする。

2 医療扶助指導員の勤務時間は、1日当たり6時間とし、午前9時から午後5時までの間で市長が指定した時間帯とする。

(報酬及び費用弁償)

第8条 医療扶助指導員の報酬及び費用弁償は、大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）及び大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和36年大和市規則第5号）の定めるところによる。

(服務等)

第9条 医療扶助指導員は、この規則に基づき誠実かつ公正に服務しなければならない。

2 医療扶助指導員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解嘱及び辞任)

第10条 市長は、医療扶助指導員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) 勤務成績が不良であるとき。

(3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があると認められるとき。

(4) 前3号のほか、その職務に必要な適格性を欠くとき。

2 医療扶助指導員は、心身の故障その他の事情により辞任しようとするときは、その辞任しようとする日の30日前までに市長に申し出て、その承認を得なければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。